

# 学 生 生 活

(学生に対する連絡)

学生に周知を要する事項は、掲示により行うので掲示板は必ず見ておいてください。

KOANの掲示板も1日1回は必ず見て下さい。

(学生の諸手続き関係)

第IV Semesterから次の諸手続きは、下記のとおり保健学事務室教務係窓口で行います。

「願・届」等の用紙、各種申請書は、窓口に備え付けています。

各種証明書等の交付・発行は原則として申請日の次の日になります。

(窓口事務取扱い時間：9時～11時30分 12時30分～17時)

※証明書自動発行機による証明書発行について

学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)・在学証明書・成績証明書・卒業見込み証明書・健康診断証明書は、証明書自動発行機で、各自発行してください(各種証明書の厳封は保健学事務室教務係窓口にて依頼してください)。

設置場所：(吹田地区)吹田学生センター、工学部管理棟、医学部医学科

(豊中地区)豊中学生センター、全学教育推進機構

(箕面地区)研究・講義棟(A棟)

## 1. 住所(本人、保護者等連絡先)・保護者等連絡先の変更及び改姓(改名)等の届出

住所(本人、保護者等連絡先)・保護者等連絡先の変更した時は、KOANの学籍一学生住所登録に新住所等を登録して下さい。また、携帯電話番号、E-mailアドレスを変更した場合も必ず変更登録して下さい。

改姓(改名)をした場合は速やかに所定の用紙により届け出てください。

## 2. 学生証の交付・再発行

入学時に交付する学生証の有効期間は4年間です。

紛失等により再発行を受ける時は、吹田の学生部学務課学務係(大学本部事務機構・地下1階)、豊中学生センター及び箕面学生センターに申し込んでください。留年生については、写真(上半身脱帽 3.2cm 横 2.6cm)が必要な場合があります。

## 3. 通学証明書

通学定期乗車券は、「通学定期乗車券発行控」を提示することにより購入できますが、特に必要な場合は申し出てください。

## 4. 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

交付枚数は年間10枚を限度とします。証明書自動発行機により交付を受けて下さい。

11枚以上必要な場合は、保健学事務室教務係まで来て下さい。

## 5. 英文証明書

証明書自動発行機で発行できます。

#### 6. 休学・復学・退学等の願（届）出

休学・復学・退学等をする場合は、事前にクラス担任に相談の上、所定の願（届）を提出し、学部長の許可を得なければなりません。（疾病、負傷による休学・退学の場合は診断書が必要）

#### 7. 授業料の納付

大阪大学では、預金口座振替制度（授業料振替のために銀行口座を開設し、自動的に引き落としする制度）により納付していただきます。

《引き落とし 前期：5月下旬、後期：11月下旬》

（学業関係）

#### 8. 専門教育科目の履修登録について

その学期に履修する専門教育科目について、次の事項に留意の上、所定の期日までにKOANにて履修登録しなければなりません。

- (1) 二重聴講はできません。
- (2) 履修登録をしない授業科目については、授業・試験を受けることはできません。
- (3) 履修科目の追加・変更は原則として認めません。
- (4) 登録期限は、厳守してください。

#### 9. 専門教育科目の欠席届の提出

疾病・負傷・忌引等により、専門教育科目の授業・試験を欠席した場合は欠席届を提出してください。

#### 10. 専門教育科目の試験

専門教育科目の試験は次の「保健学科試験内規」により実施します。

##### 医学部保健学科試験内規

第一条 この内規は、医学部規程に基づき、保健学科専門教育科目の試験及び試験評価等について定めることを目的とする。

第二条 定期試験は、学期末に実施する。ただし、学期の途中でも臨時に試験を実施することがある。

2 定期試験は、履修科目届を提出した科目について、その学期に受験することができる。

3 履修登録した科目であっても、平素の出席状況がよくない場合は、受験を許可しないことがある。

第三条 追試験は、病気その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する。

2 追試験を受験する学生は、定期試験実施後1週間以内に追試験願を保健学科長に提出しなければならない。

3 追試験の受験許可は保健学科長が行う。

第四条 再試験は、追試験の受験を許可されなかった学生及び定期試験・追試験の結果、不合格となった学生（再履修と判定された学生を除く。）に対して実施することができる。

- 2 再試験を受験する学生は、定期試験終了後又は当該成績発表後速やかに再試験願を担当教員に提出しなければならない。

第五条 試験の結果、科目担当教員が次年度以降に再度履修しなければ単位を修得できないと判断した学生に対しては、再履修と判定することがある。

第六条 試験中は試験監督者の指示に従うこと。

- 2 試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為をしたものとみなすことがある。

第七条 試験時間表等は、掲示により通知する。

- 2 試験開始後、30分までは退室を許可しない。  
3 試験開始後、30分以降は入室を許可しない。

第八条 受験中の不正行為が判明した場合は、保健学科長はその学期の専門教育科目の成績評価（但し実習を除く）をすべて無効にする。

第九条 この内規に疑義が生じた場合は、保健学科会議が決定する。

#### 附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成23年1月13日から施行する。

### 11. 専門教育科目の成績の発表

試験の結果については、不合格者の学籍番号を、次年度以降に再度履修しなければならない者には「再履修」と記載の上、掲示します。成績発表日以降はKOANで確認できます。

### 12. 成績異議申立について

試験の結果について異議がある場合は、成績発表日以降3日以内に限り、成績異議申立ができます。

### 13. グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度

本学では、GPA制度を導入しています。

GPA制度の実施は、学修の状況及び成果を示す指標としてのGPAを算出することにより、各学部において学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に資するとともに、教育の国際化を促進することを目的とします。

#### 1) GPについて

成績の評価及び各評価に与えられるGPは、以下のとおり定めています。

成績の評価	S (90点以上)	A (80点以上 90点未満)	B (70点以上 80点未満)	C (60点以上 70点未満)	F (60点未満)
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

## 2) G P Aについて

当該学期におけるG P A（以下「学期G P A」という。）及び全在学期間におけるG P A（以下「通算G P A」という。）があります。学期G P A及び通算G P Aを算出する計算式は以下のとおりです。

（G P Aの算出は、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。）

### 【学期G P Aを算出する計算式】

$$\text{学期G P A} = \frac{\text{（当該学期に評価を受けた各授業科目で得たG P \times 当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

### 【通算G P Aを算出する計算式】

$$\text{通算G P A} = \frac{\text{（各学期に評価を受けた各授業科目で得たG P \times 当該授業科目の単位数）の合計の総和}}{\text{（各学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計）の総和}}$$

## 3) G P A算出の対象科目について

共通教育系科目、専門教育系科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目のうち、大阪大学学部学則第10条の7第2項に基づく試

験の成績の評価を行う授業科目であって、各学部において卒業要件に算入できる授業科目とします。

ただし、次の各号に該当する授業科目については、G P Aの計算から除くものとします。

- (1) 本学在学中に他の大学（短期大学を含む。）において履修した授業科目、又は外国の大学（短期大学を含む。）において履修した授業科目
- (2) 入学前に本学若しくは他の大学（短期大学を含む。）において履修した授業科目、又は外国の大学（短期大学を含む。）において履修した授業科目（科目等履修生として履修した授業科目を含む）
- (3) 本学在学中に大学以外の教育施設等における学修（短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修）を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目
- (4) 大阪大学学部学則第14条から第15条までの規定による編入学等に伴い、本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、各学部学科が別に定める授業科目

※保健学科の専門教育科目でG P Aの対象となるのは、1年次配当必修科目です。

## 4) 「履修取消し」について

学生が学期の途中で授業科目の履修を中止したい場合は、学期ごとに定められた履修取消期間に、

当該授業科目に係る履修登録を取り消すことができます。

履修登録を取り消した授業科目については、学期GPA及び通算GPAの算出から除外します。

なお、履修を取消した授業科目については、GPAから除く授業科目となり、学籍情報システム(KOAN)では「W」(Withdrawal)で表示されます。

※本制度の詳細は、「マイハンダイ」及び「KOAN」に掲載の「大阪大学におけるGPA制度の導入について Q&A」で確認してください。

#### 14. 成績不振者の取扱い

以下の基準に該当する学生を成績不振とし、指導を実施し、保護者に対し修学状況についてのお知らせを郵送します。前期末の成績が不振であった場合は10月、後期末の成績が不振であった場合は翌年度4月に通知します。

(1年生) 第I Semester終了時点で全く単位を修得していない学生。

また、第II Semester終了時点で修得した単位数が、看護・放射については20単位未満、検査については25単位未満しか修得していない学生。

(2年生) 第III Semester終了時点で取得した単位数が、第IV Semester以降の履修要件を満たしていない学生。

(3年生) 看護・放射については第V Semester終了時点、検査については第VI Semester終了時点で修得した単位数が、臨地実習の履修要件を満たしていない学生。

(4年生) 卒業判定の結果、不可となった学生。

#### 15. 気象警報発令時の授業の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」又は「特別警報」が発令された場合、授業は休講とします。

なお、同警報が解除された場合の取扱いは次のとおりです。

警報解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

〔注意〕解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によります。

〔補足〕授業時間帯中に暴風警報又は特別警報が発令された場合は、当該授業終了以後は休講とします。

#### 16. 交通機関運休の場合の授業の取扱い

阪急電車がストライキ等のために運休した場合は、授業は休講とします。

なお、運休が解除された場合の取扱いは次のとおりです。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

〔注意〕解除の確認は、ラジオ・テレビ・インターネット等の報道によります。

(学生生活上の助言)

## 17. クラス担任

各学年の専攻ごと（看護学専攻は2クラス）に、修学上等の助言を行う教員を配置しているので、困ったことがあれば次のクラス担任に相談してください。

クラス担任 専攻・クラス		平成28年度入学者	平成27年度入学者	平成26年度入学者	平成25年度入学者
看護学専攻	1組	山崎教授	神出教授	渡邊教授	大橋教授
	2組	白石准教授	山川准教授	新家講師	師岡講師
放射線技術科学専攻		本行教授	福地教授	小泉教授	石田教授
検査技術科学専攻		戸邊教授	木原教授	岩谷教授	稲垣教授

（健康管理と健康相談）

## 18. 健康診断について

「学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）」に定めるところにより毎年指定された日時に、必ず健康診断を受検してください。

（注）受検していない者は、「臨地実習」科目及び放射線技術科学専攻・検査技術科学専攻の「臨床医学特別実習」を履修することができません。

## 19. B型肝炎等の血液検査について

B型肝炎等の血液検査・予防接種を実施するので、指定された日時に必ず受検してください。

（注）受検していない者は、「臨地実習」科目及び放射線技術科学専攻・検査技術科学専攻の「臨床医学特別実習」を履修することができません。

（臨地実習期間中の傷害・賠償に備え必ず各専攻指定の保険に加入してください。）

## 20. 保健センター・学生相談室の利用

保健センター・学生相談室の利用については、学生部発行の「キャンパスライフ」を参照してください。

（学科施設・設備の使用）

## 21. 学生の講義室の使用

授業又は公務に支障のない限り、研究等のために本学科所管の講義室を使用することができます。使用を希望の場合、責任者は所定の使用願を使用期日の1週間前までに提出し、保健学科長の許可を受けて下さい。

なお、講義室を使用するにあたっては、次の事項を遵守してください。

(1) 使用後は備品・器具類を元の状態にもどし、授業に差し支えないようにしておくとともに、責任者は終了後直ちに保健学事務室教務係又は警務員室に連絡してください。

(2) 火気及び消灯および空調機の停止については特に注意してください。

## 22. 学生用掲示板

掲示物は、本学科所管の指定された掲示板にのみ掲示することができます。

なお、次の事項を遵守してください。

- (1) 掲示には、掲示責任者氏名及び掲示日を記し、期限の切れた掲示物は速やかに取り除いてください。
- (2) 掲示期間は原則として7日以内とします。

(学生センターからの通知)

## 23. 入学料免除・授業料免除等について

修学援助の一環として、経済的理由により入学料（授業料）の納入が困難であり、学力基準を満たす方を対象に、本人の申請に基づき選考のうえ、予算の範囲内で入学料（授業料）の全額又は半額の免除、収納猶予、及び授業料分納を認める制度があります。

### 1. 対象

#### 《入学料免除》

- ① 学部学生又は大学院学生で、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難であると認められる方。
- ② 学部学生は、①に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある方。
- ③ 大学院学生は①の他、経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。

#### 《授業料免除》

- ① 経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。
- ② 各学期の授業料の納入前6ヶ月以内（新入生の入学当期分に限り納入前1年以内。）に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。

#### 《入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納》

- 対象者については、大阪大学ホームページを参照してください。

### 2. 申請方法

詳細は、大阪大学ホームページでお知らせいたします。

なお、申請時期、提出書類等の詳細は、大阪大学ホームページに掲載する「申請要項」をダウンロードのうえ、確認してください。

### 3. 問い合わせ先

吹田学生センター（ICホール1階） 電話：06（6879）7088・7089

#### 4. ホームページ

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission>

#### 24. 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金（外国人留学生を除く）について

日本学生支援機構「第一種・第二種」奨学金は、学業、人物ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に貸与される制度です。貸与を受けた奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。

また、条件を備えていても、推薦人数に限りがあるため必ずしも希望者全員が採用されるとは限りません。

#### 奨学金の種類と貸与月額

(平成27年11月現在)

奨学金の種類	貸与月額	
大学「第一種」奨学金 (無利子)	自宅通学	30,000円、45,000円のいずれかを選択
	自宅外通学	30,000円、51,000円のいずれかを選択
大学「第二種」奨学金 (有利子)	30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の中から希望する金額を選択	
大学院「第一種」奨学金 (無利子)	博士前期(修士)課程	50,000円、88,000円のいずれかを選択
	博士後期(博士)課程	80,000円、122,000円のいずれかを選択
大学院「第二種」奨学金 (有利子)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の中から希望する金額を選択	

(注1) 第二種奨学金に採用された方は、卒業・修了後、奨学金を返還する際、利子を附加した額を返還することになります。なお、利率は年3%を上限とし、変動します。

(注2) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。

(注3) 高等司法研究科の方で150,000円を選択した場合、40,000円又は70,000円の増額貸与を受けることができます。

#### 1. 申請について

申請の受付時期(4月中旬)等を含む申請に関する情報は、大阪大学ホームページ及びKOAN掲示板にて4月上旬までに通知します。奨学金を希望する方はご確認の上、定められた期日までに申請の手続きをしてください。

なお、申請書類は大阪大学ホームページからのダウンロードにより配布する予定です。

#### 2. 窓口

豊中学生センター (豊中キャンパス・学生交流棟2階)

#### 3. 問い合わせ先

豊中学生センター奨学金担当 (gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp)

#### 4. ホームページ

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso>



## 25. 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、民間奨学団体等奨学会の奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

### 1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

### 2. 申請方法

#### ◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。

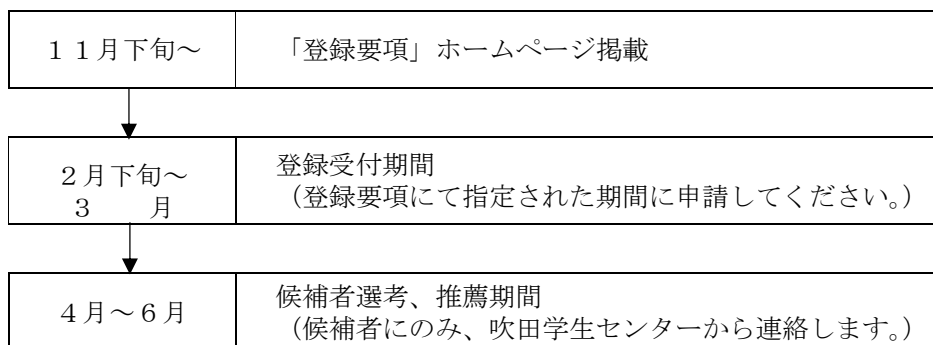
登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」（以下、「登録要項」）を参照してください。

「登録要項」は、11月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

登録申請書類の提出先：各キャンパスの学生センターに設置の学内ポスト

#### 推薦までの流れ



#### ◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

### 3. 問い合わせ先

吹田学生センター（ICホール1階） 電話：06（6879）7084

### 4. ホームページ

## 26. 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）<sup>がっけんさい</sup>」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの方は、すぐに加入の手続きをとってください。

### 1. 対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生（留学生を含む。）

（大学施設を単に利用するだけの研修生は対象となりません。ただし日本学術振興会特別研究員は対象となります。）

### 2. 保険金の内容

保険金が支払われる 事故の範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中(授業、実験実習、 演習等) 学校行事中	2,000 万円	程度に応じて 120 万円 ～3,000 万円	治療日数 <b>1 日以上</b> が対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中 学校施設等相互間の移動 中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 <b>4 日以上</b> が対象 6,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
上記以外で大学施設内に いる間 公認団体が大学に届け出 た学外の課外活動中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 <b>14 日以上</b> が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円

(平成 27 年 4 月以降)

### 3. 加入方法及び請求方法

#### 《加入方法》

入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払込取扱票を配布しますので、必ず郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険担保特約保険料を含む下記の金額を払い込んでください。接触感染予防保険金支払特約には対応していません。

※ 誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、所属学部(研究科)及び学年に対応した金額を払い込んでください。

学年	所属	文・人・外・法・経・理・医(保健)・薬(薬科・創成薬)・工・ 基礎工・言文・国際公共・情報・高等司法*・連合小児		
		学部	大学院 (前期・修士)	大学院 (後期・博士)
1		3,300	1,750	2,600
2		2,600	1,000	1,750
3		1,750		1,000
4		1,000		

学年	所属	医(医・医科)・歯・薬(薬・医療薬)			生命機能
		学部	大学院 (修士医のみ)	大学院 (後期・博士)	大学院 (博士)
1		4,700	1,750	3,300	4,050
2		4,050	1,000	2,600	3,300
3		3,300		1,750	2,600
4		2,600		1,000	1,750
5		1,750			1,000
6		1,000			

\* 高等司法は、別途法科賠保険料を上乗せする。

#### 《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、学生センターに取りに来てください。記入したハガキは、学生センターから保険会社へ送付します。

#### 《保険金の請求》

請求に必要な書類は学生センターで渡します。記入・作成のうえ、学生センターに提出してください。

#### ※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

正課・学校行事中やインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大阪大学生協で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

### 3. 窓口

- ・豊中生協事務所（総務部）（豊中キャンパス豊中福利会館 4 階）

TEL : 06-6841-3326（保険担当） [inves@osaka-univ.coop](mailto:inves@osaka-univ.coop)

- ・吹田工学部生協事務所（総務部）（吹田キャンパス C8 棟 仮設店舗）

※工学部福利会館耐震工事の為、2017 年春まで仮設店舗での営業となります。

TEL : 06-6877-6509（保険担当） [inves@osaka-univ.coop](mailto:inves@osaka-univ.coop)

- ・箕面生協事務所（総務部）（箕面キャンパス箕面福利会館 1 階シャンティショップ内）

TEL : 072-730-2743（保険担当） [inves@osaka-univ.coop](mailto:inves@osaka-univ.coop)

### 4. ホームページ

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general/insurance.html>